

船橋市いきいき同窓会交流事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市いきいき同窓会の活動に対し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に基づき補助金を交付することにより、会員の交流、仲間づくり、社会参加活動を支援し、生きがいのある生活の向上、地域社会への寄与を図り、もって高齢者福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、船橋市いきいき同窓会とは旧船橋市老人大学およびふなばし市民大学校いきいき学部の修了生で組織された団体をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1に掲げるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち別表2に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内であって、別表2に掲げるとおり、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請等)

第6条 申請者は、規則第3条の規定により、補助金等交付申請書（規則第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて毎年5月末までに市長に申請しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、規則第4条の規定により申請の内容を審査し、規則第6条の規定により補助金等交付決定通知書(規則第2号様式)をもって申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定にあたっては、規則第5条に掲げる条件を附するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業完了後20日以内又はその事業年度終了後20日以内に、補助事業等実績報告書(規則第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付額確定の通知)

第9条 市長は、規則第13条の規定により、補助金等確定通知書(規則第6号様式)をもって補助事業者に交付額の確定を通知するものとする。

(交付請求)

第10条 補助事業者は、規則第15条の規定により補助金の交付請求をする場合は、補助金等交付請求書(規則第7号様式)に補助金等確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付について事業完了前に請求をしようとするときは、前項の規定を準用する。この場合は、前項中「補助金等確定通知書の写し」とあるのは「補助金等交付決定通知書の写し」と読み替えるものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を補助金等返還命令書(規則第8号様式)により命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき

(補則)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

補助対象事業	対象となる活動事業
健康増進活動事業	健康の保持・増進を進める活動 体育祭、各種スポーツ大会、歩こう会、 健康管理勉強会、健やか活動、その他
文化活動事業	生涯学習活動や趣味を生かす活動 芸能大会、作品展、講演会、教養講座、 囲碁大会、その他
広報活動事業	会報、ガイドブック等の発行、その他

別表 2

補助対象経費	補助率
報償費	対象経費の 1 / 2 以内とする。
旅費	
消耗品及び原材料費	
印刷製本費	
備品購入費	
通信運搬費	
保険料	
研修負担金	
使用料及び賃借料	